

新労基発 0620 第 4 号

平成 30 年 6 月 20 日

各団体の長 殿

新潟労働局労働基準部長



第 3 次メンタルヘルスケア普及計画の周知依頼について

平素より労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、過重労働により心を病み、自殺した労働者の事件が社会的注目を集め、精神障害等による労災請求件数、支給決定件数ともに増加傾向にあります。

また、第 13 次労働災害防止計画において、5 年後までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を 80% 以上とすることとされましたので、別添のとおり「第 3 次メンタルヘルスケア普及計画」を当局において策定しました。目標推進のため、各種研修会への出席勧奨、貴団体傘下会員事業場に対する本計画の周知、心の健康に気付きを与える気運の醸成にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第3次メンタルヘルスケア普及計画

新潟労働局

1 計画のねらい

長時間労働等、業務における過重な負荷による脳血管疾患、心疾患、精神障害により、休業、死亡した労災認定件数は、ここ数年700件台（平成28年度全国758件、新潟局7件）で推移し、そのうち死亡又は自殺の件数は200件前後（平成28年度全国191件、新潟局3件）と高止まりしており、過労死は深刻な社会問題となっている。過労死を未然に防止するためには、長時間労働対策に加えて、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、過労死に至る以前に何らかのメンタルヘルス対策が施されていれば、最悪の結果は免れたと思われる事例も多い。

また、労働安全衛生法改正により50人以上の事業場に義務付けられたストレスチェックは、平成29年6月末時点で実施率が全国で82.9%、新潟局で88.6%であり、その後の局・署による実施勧奨により、新潟局において実施率は向上しているものの、これが労働者にとってのストレス低減となるためには、ストレスチェック指針に示されている通り、集団分析し、その結果を活用させることが求められる。

こうした状況を踏まえ、本計画は第13次労働災害防止推進計画のメンタルヘルス、ストレスチェック対策をより具体的、中長期的に推進するものである。

2 計画の期間

本計画は2018（平成30）年度を初年度とし、2022年度を目標年度とする5か年計画とする。

3 計画の目標

- (1) メンタルヘルス対策に取り組んでいる10人以上の事業場の割合を、80%以上（56.6%：2016年※）とする。
- (2) ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した50人以上の事業場の割合を、60%以上（37.1%：2016年※）とする。

※2016年の数値は「労働安全衛生調査（実態調査）特別集計」による。

4 具体的取組

- (1) 新潟産業保健総合支援センター（以下産保支援センターという。）の心の健康づくり計画や、メンタルヘルス対策促進員の支援等を推進する他、今後環境整備され、追加された制度について利用勧奨を図る。
- (2) 管内の50人以上の事業場については、第1次、第2次メンタルヘルス

ケア普及促進推進計画により、対策に取り組んでいる事業場は83.7%となっており、残り16.3%の未達成事業場への、継続指導が必要である。さらに、平成29年度に産保支援センターにおいて、県内の10人から49人規模の1万6千事業場を対象とした、アンケート調査の結果によれば、2,007事業場について、「対策取組なし」、としていることから、その情報の提供を受けるとともに、今後本計画留意通達により、自主点検、集団指導、個別指導等により、広報啓発し、局署、関係団体一体となって取組みを促進する。

(3) 集団分析未実施であるストレスチェック実施事業者に、産業保健支援センターの利用を呼びかけることにより、集団分析の活用を促進し、職場環境の改善を促して、労働者のメンタルヘルス不調を未然に防止する。

5 重点実施事項

本計画は、平成18年3月31日に公示、平成27年11月30日改正された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき推進することとするが、重点実施事項は、次のとおりとする。

- ・衛生委員会等（安全衛生の委員会、労働者の常会、職場懇談会等）での調査審議の徹底等
- ・事業場内体制の整備
- ・教育研修の実施
- ・職場環境等の把握と改善
- ・メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応の実施
- ・職場復帰支援